

ワーカーズ・コレクティブの価値と原則

価値

ワーカーズ・コレクティブは相互扶助の精神で自立、相互責任、民主主義、平等、公正という価値に基礎をおきます。

またそのあらゆる活動において、正直、公開、社会的責任、ならびに他者への配慮を大切にします。

原則

1. 目的

ワーカーズ・コレクティブは社会的、経済的自立をめざす人々が、地域に開かれた労働の場を協同で作ります。

2. 加入

協同労働に参加し、人間としての自立を推進する事業を共有するために、責任を引き受ける用意のある人は、誰でも自発的意思によって出資をして加入できます。

3. 民主主義

小集団制をとり一人一票の民主的運営を行います。また一人ひとりが経営責任を負い、組織の情報を共有します。

4. 財務

初期出資で起業をする自覚を持ち、また起業に必要な資本を準備します。なお資本の一部は、不分割とし、個人に帰さないものとします。

社会的基準による公正な労働所得および社会保障の実現をめざし、財務に関する情報は公開しなければならない。

解散時に精算後の組合財産は他の協同組合、またはワーカーズ・コレクティブに譲ります。

5. 教育

自立をめざして、社会、経済、エコロジー等についての基礎知識を学習し、生活価値産業の技能を共有によって高めます。

6. 地域社会への貢献

ワーカーズ・コレクティブの事業は地域の生活価値に直結するものであるから、事業を通じて地域社会の維持発展に役立つ領域を拡大していきます。

7. 協同組合間協同

ワーカーズ・コレクティブ及び他の協同組合等との提携による協同事業、共同利用施設の設置を進めます。

8. 公的セクターとの関係

ワーカーズ・コレクティブは、政府その他の公的組織から独立した市民の団体です。目的および地域社会への責任をはたす上で必要な事業については、事業分野を明確にした上で、公的セクターとの連携を行います。

ワーカーズ・コレクティブの法制化にむけての声明

第2回ワーカーズ・コレクティブ全国会議 1995年7月8日

私たちワーカーズ・コレクティブは、雇用された働く方ではなく、地域社会で自らの資本と労働を組織し経営する市民主体の事業を、自主的にすすめてきました。そしてワーカーズ・コレクティブの最初の試みから13年が経過し、その実践の積み重ねと経験を共有した成果として、本日「ワーカーズ・コレクティブの基本的価値」を定め、一定の基礎を確立するに至りました。ここに結集する数は270団体 7000名におよび、その大多数は女性です。

しのびよる超高齢・少子社会において、より人権が尊重される生活福祉社会にふさわしい形態の事業として、また女性の社会的地位向上に寄与するという意味でもこのワーカーズ・コレクティブの役割は大きいと考えます。

またワーカーズ・コレクティブの拡がりには来るべき失業の時代に対して地域社会のニーズに応え、就労の機会を自主的に拡大すると同時に生活企業による社会貢献としての非営利事業の拡大の可能性を広げるものと確信します。

こうした経緯と課題を踏まえて、ワーカーズ・コレクティブについて近未来に向けた社会的役割を拡大する観点から、法的整備と公的施策を求めます。

新たにワーカーズ・コレクティブ運動に参加する諸団体を含め、全国の趣旨を同じくする団体との協力、連携を取りながら、下記事項について法制化運動を推進し、関係各所に要請するものです。

記

1. 先進世界の協同組合労働の原則に則り、自ら組織し、協同して働くことの自由を具現するワーカーズ・コレクティブは、都市、農山漁村をとわず、また男女の区別なく、すべての働く人々に法的、制度的保障をあたえることを要望いたします。
2. ワーカーズ・コレクティブの法制化は、国際協同組合同盟（ICA）の新「協同組合原則」(1995年)に基づく21世紀型の協同組合法とすべきであります。
3. 協同労働の協同組合法制の整備とともにつぎの支援策を要望いたします。
 - ①市民事業振興基金の創設
 - ②共有資本（不分割資本）の形成についての税制上の優遇措置
 - ③公的機関との連携による研修あるいは相談機能の設置
 - ④公的セクターの事業計画への参画と事業の委託